

独立行政法人日本学生支援機構

令和4年規程第19号

最近改正 令和6年規程第21号

官民協働海外留学支援制度（新・日本代表プログラム）実施規程を次のように定める。

令和4年10月11日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉 岡 知 哉

官民協働海外留学支援制度（新・日本代表プログラム）実施規程

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコース（第5条－第11条）

第3章 拠点形成支援事業（第12条－第22条）

第4章 その他（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この制度は、我が国の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、高等課程若しくは専門課程を置く専修学校又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）に在籍する学生又は生徒（以下「学生等」という。）が諸外国及び諸地域に所在する留学生を受け入れる機関（以下「受入れ機関」という。）へ留学する場合に、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が当該学生等（以下「派遣留学生」という。）に対し留学に必要な経費の一部を支援するとともに、留学経験の質を高めるために留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供及び留学後の継続的な学修の場としての留学生のネットワーク（以下「留学生ネットワーク」という。）の提供を行い、グローバル社会において活躍できる人材の育成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「大学生等」とは、我が国の大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第4学年以上で専攻科を含む。）、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科、特別支援学校の高等部の専攻科及び専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在籍する日本国籍又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この条において「入管法」という。）別表第2の永住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例

法（平成３年法律第71号。以下この条において「入管特例法」という。）に定める特別永住者の在留資格を有する学生等をいう。

2 この規程において「高校生等」とは、我が国の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第３学年以下に限る。）及び専修学校の高等課程（以下「高校等」という。）に在籍する日本国籍又は入管法別表第２の永住者若しくは入管特例法に定める特別永住者の在留資格を有する生徒等をいう。

3 この規程において「大学生等を対象とするコース」とは、機構が派遣留学生の募集を行うものであって、以下に掲げるコースをいう。

- (1) イノベーターコース
- (2) S T E A Mコース
- (3) ダイバーシティコース

4 この規程において「高校生等を対象とするコース」とは、機構が派遣留学生の募集を行うものであって、以下に掲げるコースをいう。

- (1) マイ好奇心探究コース
- (2) 社会課題探究コース
- (3) S T E A M探究コース
- (4) スポーツ・芸術探究コース

5 この規程において「拠点形成支援事業」とは、機構が採択した地域協議会（地域の企業、地方公共団体、学校及びその他の団体により構成される協議会をいう。）が、高校生等を対象として派遣留学生の募集を行うものであって、以下に掲げるコースをいう。

- (1) マイ好奇心探究コース
- (2) 社会課題探究コース
- (3) S T E A M探究コース
- (4) スポーツ・芸術探究コース
- (5) 地域探究コース

（資格及び条件）

第３条 派遣留学生として支援を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) この制度で実施する全ての事前・事後研修及び留学生ネットワークに参加する意思を表明した学生等
- (2) 在籍する学校において、学位取得（高等専門学校又は高校等の生徒にあつては卒業（高等専門学校の専攻科にあつては修了。）。以下この条において同じ。）を目的とした課程に在籍する学生等
- (3) 在籍する学校が派遣を許可し、受入れ機関が受入れを許可する学生等
- (4) 機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生等
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生等
- (6) 留学終了後、在籍する学校に戻り学業を継続し学位取得を目指す学生等

- (7) 留学を開始する年度の4月1日現在の年齢が30歳以下である学生等
- (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金（貸与の奨学金を除く。）を受ける場合は、大学生等を対象とするコースにあってはその総額を留学期間の月数で除した金額がこの制度による奨学金月額を超えない大学生等。高校生等を対象とするコース及び拠点形成支援事業にあってはその総額がこの制度による奨学金の総額を超えない高校生等。
- (9) 過去に官民協働海外留学支援制度の派遣留学生として採用されていない学生等。ただし、次のア又はイに該当する学生等はこの号に掲げる要件を満たす者とみなす。

ア 採用決定後、やむを得ない事由により留学開始前に辞退した学生等

イ 過去に官民協働海外留学支援制度（日本代表プログラム）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第23号）第2条第2項第5号に定める高校生コース若しくは同条第4項に定める地域人材コース（高校生等であった者に限る。）又は本規程で定める高校生等を対象とするコース若しくは拠点形成支援事業による派遣留学生として採用され、大学等で本規程に定める大学生等を対象としたコースによる派遣留学生となる学生等

- (10) 業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可。）第34条第2号から第4号に規定する海外留学支援制度により現に支援を受けていない学生等
- (11) 拠点形成支援事業にあっては、地域協議会が必要と認める要件を満たす高校生等
- (12) その他理事長が必要と認める条件を満たす学生等

2 前項第4号に規定する「家計基準」は、学生等が高校等及び大学院を除く大学等に在籍する場合にあっては、業務方法書別表第1(A)中「省令第22条第2項第2号」の項に定める収入基準額、大学院に在籍する場合にあっては、業務方法書別表第1(B)中「省令第22条第2項第3号」の項に定める収入基準額とする。ただし、別に定める要件を満たす場合には、当該家計基準を満たす学生等であるとみなすことができる。

（学校の要件）

第4条 派遣留学生を支援することができる学校は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制を有すること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

第2章 大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコース （支援の内容）

第5条 機構は、大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコースによる派遣留学生に対し、業務方法書第35条に定める官民協働海外留学支援制度の奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）の額を、別に定める方法に

より支給する。

(派遣留学生留学計画等の提出)

第6条 大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコースによる派遣留学生としての支援を希望する学生等は、在籍する学校の長に別に定める要件を全て満たした留学計画を提出するものとする。

2 学校の長は、前項の留学計画について、別に定める関係書類とともに取りまとめの上、理事長に提出するものとする。

(派遣留学生の審査、決定及び通知)

第7条 理事長は、前条により提出のあった留学計画等を組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき別に設置する官民協働海外留学支援制度選考委員会に諮った上で、大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコースによる派遣留学生としての採否を決定し、学校の長に通知する。

(派遣留学生の採用の取消し及び辞退)

第8条 理事長は、別に定めるところにより派遣留学生の採用を取り消し、又は支援を終了することができる。また、派遣留学生は、別に定めるところにより辞退を申し出ることができる。

(報告の徴収等)

第9条 理事長は、大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコースによる派遣留学生が在籍する学校に対し、当該派遣留学生の留学に関し必要な報告等を求め、又は機構職員に検査等をさせることができる。

(是正のための措置)

第10条 理事長は、前条の報告等又は検査等の結果その他相当の理由により、この制度の実施状況が適正でないと認めるときは、学校の長に対し、これを是正するための措置を講ずることを命ずることができる。

(留学状況の報告)

第11条 学校の長は、大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコースによる派遣留学生の留学終了後速やかに、別に定める関係書類により留学状況を理事長に報告するものとする。

第3章 拠点形成支援事業

(支援の内容)

第12条 機構は、第14条による手続きを経て採択が決定された地域事業を実施する地域協議会に対し、地域事業交付金を別に定める方法により交付する。

(地域協議会の要件)

第13条 地域協議会は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地域事業を適切に運営できる体制を有すること。
- (2) 地域事業の実施に必要な資金を確保し、当該資金及び機構が交付する地域事業交付金を適切に管理する体制を有すること。

(3) 機構による支援終了後においても、地域事業を継続する意思を有すること。

(拠点形成支援事業の実施地域事業の決定方法)

第14条 拠点形成支援事業による支援の実施を希望する地域協議会の長は、地域の事業計画について、関係する地方公共団体の長との連名により、別に定める関係書類を機構に提出するものとする。

2 官民協働海外留学支援制度選考委員会は、前項に基づき提出のあった地域事業計画を審査するものとする。

3 理事長は、前項の審査を踏まえ拠点形成支援事業による支援の対象となる地域事業の採否を決定し、地域協議会の長に通知する。

(交付金交付申請)

第15条 前条第3項により、採択が決定された地域事業を実施する地域協議会の長(以下「地域協議会の長」という。)は、別に定める方法により地域事業交付金交付申請を機構に提出するものとする。

(募集要項等の提出)

第16条 地域協議会の長は、別に定める方法により募集要項等を理事長に提出し、同意を得なければならない。

(派遣留学生留学計画等の提出)

第17条 拠点形成支援事業の派遣留学生としての支援を希望する高校生等は、在籍する高校等の長に別に定める要件を全て満たした留学計画を提出するものとする。

2 高校等の長は、前項の留学計画について、別に地域協議会が定める関係書類とともに取りまとめた上、地域協議会の長に提出するものとする。

(派遣留学生の審査、決定及び通知)

第18条 地域協議会の長は、前条により提出のあった留学計画等を地域協議会が設置する選考委員会に諮った上で、拠点形成支援事業による派遣留学生としての採否を決定し、高校等の長へ通知する。

2 地域協議会の長は、前項の通知を行うときは、あらかじめ、留学計画等の採否に関する書類を理事長に提出し、同意を得なければならない。

(派遣留学生の採用の取消し及び辞退)

第19条 地域協議会の長は、別に定めるところにより派遣留学生の採用を取り消し、又は支援を終了することができる。また、派遣留学生は、別に定めるところにより辞退を申し出ることができる。

2 地域協議会の長は、前項の取消し若しくは支援の終了を行ったとき、又は派遣留学生から辞退の申出があったときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

(報告の徴収等)

第20条 理事長は、拠点形成支援事業による派遣留学生の採用を決定した地域協議会に対し、当該派遣留学生の留学に関し必要な報告等を求め、又は機構職員に検査等をさせることができる。

(是正のための措置)

第21条 理事長は、前条の報告等又は検査等の結果その他相当の理由により、この制

度の実施状況が適正でないと認めるときは、地域協議会の長に対し、これを是正するための措置を講ずることを命ずることができる。

(留学状況の報告)

第22条 高校等の長は、拠点形成支援事業による派遣留学生の留学終了後速やかに、別に定める関係書類により留学状況を地域協議会の長に報告するものとする。

第4章 その他

(事務処理)

第23条 この制度に係る事務は、グローバル人材育成部グローバル人材育成企画課及び民間資金課において処理する。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月11日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第4号）

この規程は、令和5年3月1日から施行し、改正後の規定は令和4年10月11日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第22号）

この規程は、令和5年10月27日から施行し、改正後の規定は令和6年度以降に採用される者に係る選考から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第21号）

この規程は、令和6年10月11日から施行し、改正後の規定は令和7年度以降に採用される者に係る選考から適用する。